

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定の辞退がありました。

平成二十八年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番地	肝臓移植に関する医 療	平成二十五 年五月三十 一日